

【加古川市クリーンセンター解体撤去工事 工事説明】

【工事概要】

本工事は法令に基づいて、施設内のダイオキシン類の調査(事前・作業中・事後)を行い、その結果に応じたダイオキシン類の洗浄工事、解体撤去工事、廃棄物処理・処分、復旧・整地を行うものです。また、特に周辺環境へのダイオキシンの飛散防止を第一に考えて工事を進めることを基本方針としています。

法令:ダイオキシン類対策特別措置法

(廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱)

工事名称:加古川市クリーンセンター解体撤去工事

工事場所:加古川市平荘町上原 200 番地

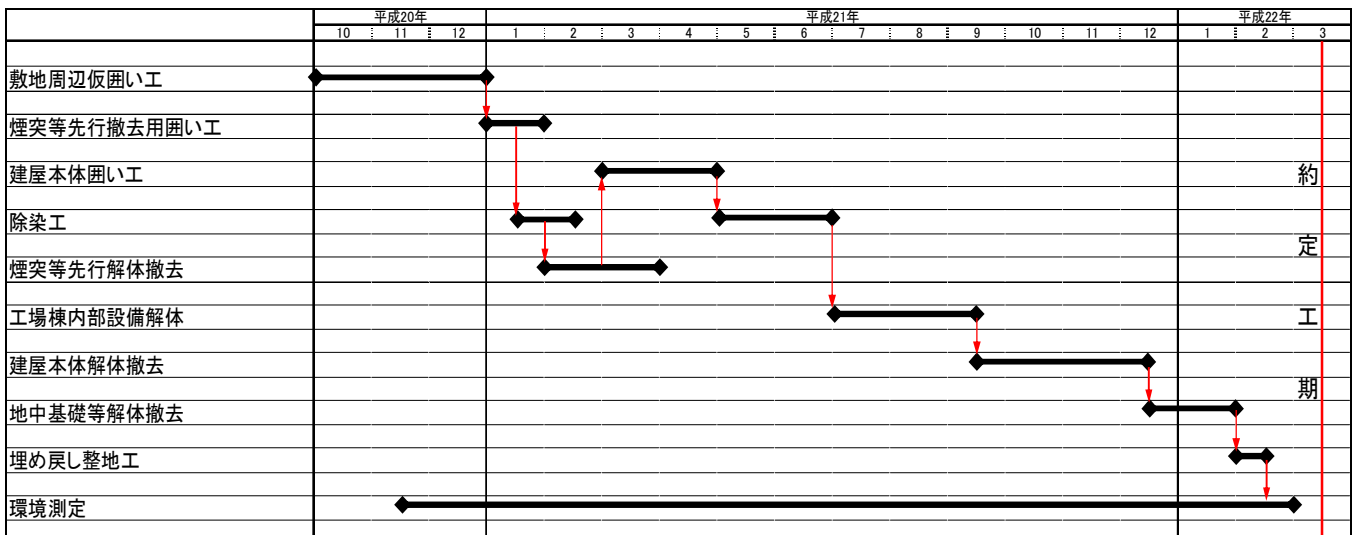
工 期:平成 20 年 9 月 26 日～平成 22 年 3 月 15 日(工事予定工程は下表のとおり)

発注者:加古川市

施工者:鹿島建設株式会社

本館建築面積:約 3,217 m²

本館延床面積:約 6,975 m²



【施工フロー】

- (1) 事前調査…ダイオキシン類による汚染状況を把握して、周辺環境への飛散防止や作業員の安全対策を決定するために実施致します。
- (2) 養生工事…汚染物洗浄工事の際の飛散・流出防止を考慮した環境対策装置・テント養生対策を実施致します。
- (3) 除染工事…専門作業員がばく露防止装備を装着して、ダイオキシン類(灰等の付着物)を超高压洗浄にて除去工事を実施致します。
- (4) 除去確認…ダイオキシン類の除去を各種測定、付着物採取テスト、目視調査等により総合的に確認致します。
- (5) 解体工事…騒音・振動や粉じんの飛散防止に留意して解体工事を行うとともに、許可を持つ適切な中間処理施設及び処分場に廃棄物を搬出して処理・処分致します。
- (6) 整地工事…解体撤去後、跡地を良質土にて埋戻し・転圧して整地を実施致します。
- (7) 事後調査…本工事により周辺環境へ影響が無かったことを、環境調査会社(第三者機関)によって各種測定を実施し確認致します。

【施工要領】

1. 作業時間及び休日

原則として作業時間は午前8:00～午後5:00までとし、休日は毎週日曜日および祝祭日と致します。

また、作業はダイオキシンの特別教育を受けた専門スタッフにて行ないます。

2. 周辺環境対策

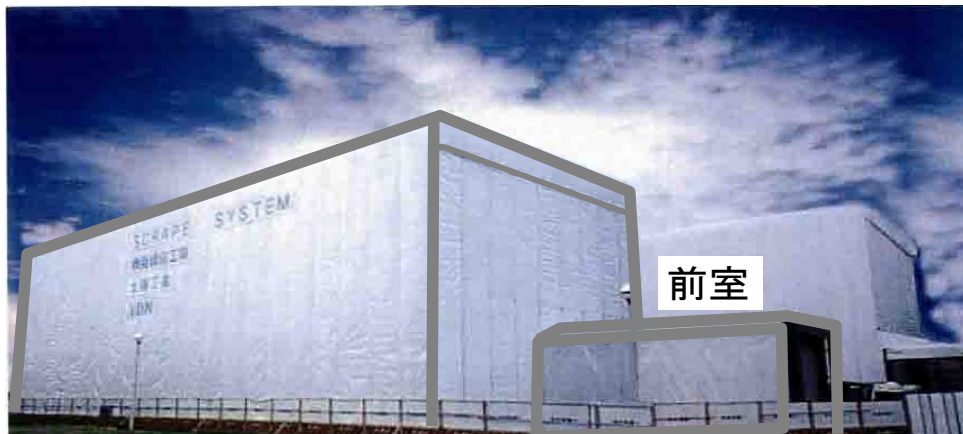
以下の各種専門装置・機器、対策によりダイオキシン等の飛散防止対策を講じて、周辺環境へダイオキシンの飛散・流出を起こさない対策を実施致します。

また、カメラによる作業監視及び集塵排気口での粉じん、大気中のSPM(浮遊粒子状物質)を連続的に測定するとともに、環境基準より厳しい自主基準を設け、これを超過した場合には、速やかに工事を停止して原因究明及び対策を実施致します。このデータは現場事務所脇のモニター室で常時(現場作業時)開示致します。

(1) 飛散・漏水防止対策

建物全体をテント養生することにより、汚染物等が飛散しない密閉養生を実施します。

なお、煙突等先行撤去する部分についても汚染物等が飛散しない密閉養生を実施します。



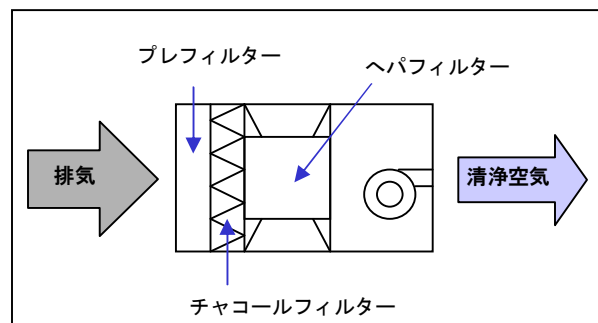
建屋のテント養生(例)

(2) 負圧・集塵装置

負圧・集塵装置により養生エリア内の空気・粉じんが外部へ出ないように作業エリアを負圧化するだけでなく、作業エリア内部の空気についてはダイオキシンを吸着する専用のフィルターを搭載した集塵装置で浄化してから外部へ清浄空気を排出します。

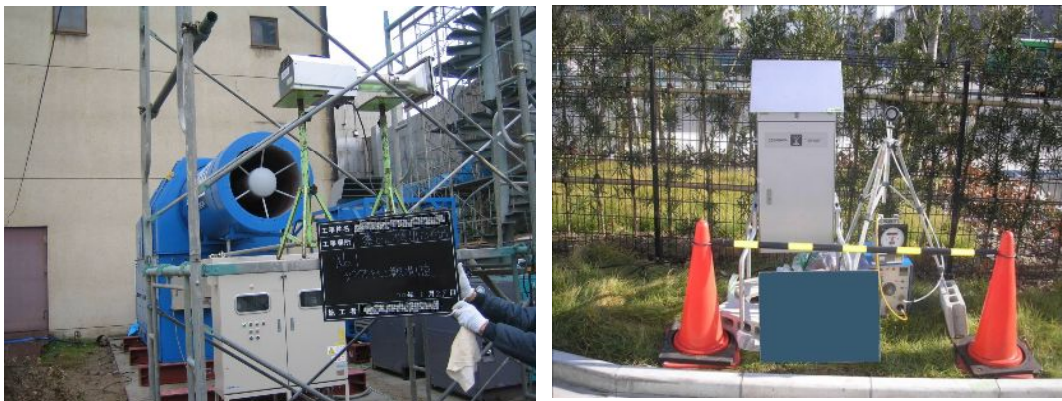


負圧・集塵装置(例)



負圧・集塵装置のシステム

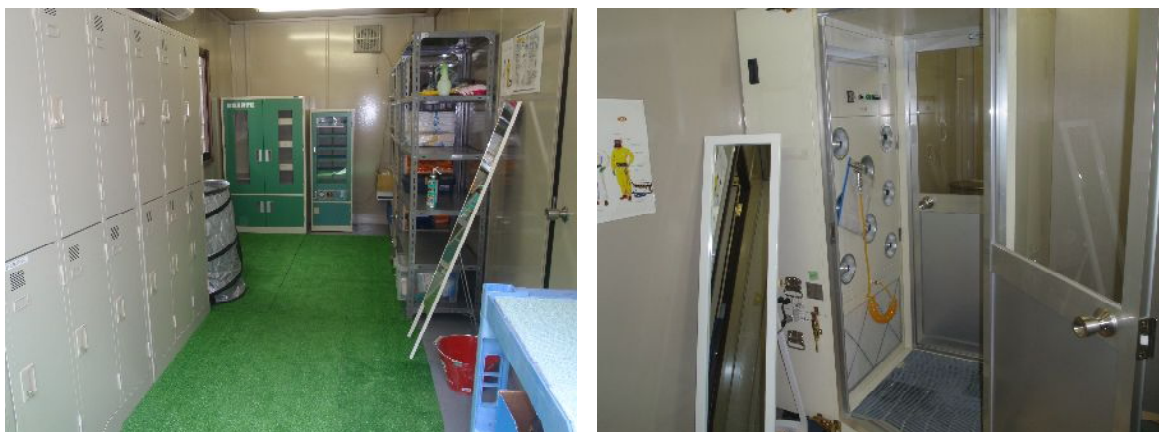
(3)環境調査



負圧・集塵機出口のダイオキシン調査(例) 敷地境界でのダイオキシン調査(例)

(4)クリーンルーム

作業終了後はクリーンルーム内のエアシャワー及び足洗浄マットにて着衣等に付着したダイオキシン類汚染物を除去すると同時に、保護衣等をクリーンルーム内で廃棄処分するので、装備に付着したダイオキシン汚染物が外部へ漏出することはありません。



クリーンルーム内部(例)

エアシャワー(例)

(5)洗浄水処理装置

現場内に水処理装置を設置して、ダイオキシン類洗浄水を循環再利用します。また余剰処理水の河川放流は一切おこなわず、分析調査を実施して排水基準を満たしていることを確認して下水道放流を行います。



水処理装置及び下部防液提(例)

洗浄水の処理状況(例)

(6)ダイオキシン類汚染物洗浄作業

作業員が直接ハンドガンタイプの洗浄装置でおこなう方法と特殊ノズルで遠隔操作により洗浄する方法を併用して完全なダイオキシン類汚染物の除去を行います。



直接洗浄状況(例)



遠隔操作による煙突洗浄(例)

3. 騒音振動の低減

工事の施工に際しては、全囲い養生と低騒音・低振動タイプの機械を用いて、騒音・振動の発生を極力抑制し、ご近隣の皆様にかかるご迷惑を低減するように努めます。

4.交通安全対策

当現場に出入する工事用車両について、法令順守はもとより下記について事前教育を行い、周知徹底致します。

- 1) 通行ルートを県道等幹線道路に限定し、生活道路を使用しない。
- 2) 飛散の恐れのある物に関しては飛散防止用シートを張り、固縛する。
- 3) 汚染された廃棄物は、密閉容器に入れて運搬する。
- 4) 繰り返し運行する車両(ダンプトラック、生コン車等)にはゼッケンを装着する。



- 1. 通行時間帯について
※原則 8:30~17:00 とする。
- 2. 現場付近での待機について
※最寄のパーキングエリアを利用する。
(加古川BP, 山陽自動車道、第2神明等)
※現場と連絡調整の後、タイムリーに入場する。

工事用車両装着ゼッケン(案)



5. 現場周囲

現場周囲は仮囲い等を設置し第三者災害の防止に努めます。